



特殊詐欺!! これが手口だ!!

平成29年10月
栃木県警察本部
生活安全企画課
号 外

県内で相談相次ぐ!

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-****-****

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

このハガキは詐欺!

※実際の詐欺ハガキの内容

【被害を防ぐ注意点】

- ◎このようなハガキが届いても、相手に連絡しないこと!
- ◎「裁判の通知」「未納料金」「連絡要求」などのハガキ、メール、電話は詐欺!
- ◎警察(☎#9110)や消費生活センター(☎188)に相談しましょう!

